

特定非営利活動促進法施行条例

公布	平成10年10月26日北海道条例第40号
改正	平成15年 3月14日北海道条例第 4号
改正	平成16年 3月31日北海道条例第14号
改正	平成17年 3月31日北海道条例第23号
改正	平成18年 3月31日北海道条例第18号
改正	平成18年 3月31日北海道条例第31号
改正	平成20年10月14日北海道条例第91号
改正	平成21年 3月31日北海道条例第15号
改正	平成24年 3月30日北海道条例第25号
改正	平成29年 3月31日北海道条例第13号
改正	令和 2年 3月31日北海道条例第21号
改正	令和 3年 3月31日北海道条例第 9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 特定非営利活動法人

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、同項各号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

5 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本（同項第2号イに掲げる書類の副本については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）2通を添えるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する副本2通が添えられたものとみなす。

(縦覧期間中の補正)

第3条 法第10条第4項の条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第4項の規定による補正をしようとする者は、補正後の申請書又は書類を添付して、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出しなければならない。この場合において、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

- (1) 補正の内容
- (2) 補正の理由

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、同項に規定する書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした理事又は社員の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事又は社員の氏名

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、変更後の役員名簿を添付して、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更年月日及び変更事項
- (2) 役職名、氏名及び住所又は居所

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第4項に規定する書類（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項に規定する書類）を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容
- (2) 変更の理由

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類の書類及び法第26条第2項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本（同号イに掲げる書類の副本については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）2通を添えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する副本2通が添えられたものとみなす。

4 第3条（第2項後段を除く。）並びに第2項及び前項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、同項に規定する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容
- (2) 変更の理由

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出をしようとする特定非営利活動法人は、当該登記事項証明書を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の備置き等)

第10条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第28条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これらをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第28条第2項に規定する書類を、その事務所に備え置かなければならない。

(事業報告書等の提出)

第11条 法第29条の規定による事業報告書等の提出をしようとする特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、当該事業報告書等を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(閲覧又は謄写の用に供する書類の提出)

第12条 法第30条の規定による閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ2通提出しなければならない。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号、第2号イ、第7号及び第8号に掲げる書類並びに法第14条又は法第35条第1項の財産目録並びに当該設立又は合併の認証に係る認証書及び登記事項証明書の写し（法第10条第1項第2号イに掲げる書類の写しについては、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	第4条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出時に併せて提出
2 役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合	役員の住所又は居所に係る記載の部分が除かれた当該変更後の役員名簿	第6条第1項の規定による届出書の提出時に併せて提出
3 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更後の定款及び当該変更の認証に係る認証書の写し	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
4 定款の変更をした場合（前号の場合を除く。）	当該変更後の定款	第8条の規定による届出書の提出時に併せて提出
5 定款の変更に係る登記をした場合	当該変更に係る登記事項証明書の写し	第9条の規定による届出書の提出時に併せて提出
6 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	個人の住所又は居所に係る記載の部分が除かれた当該作成に係る事業報告書等	第11条の規定による届出書の提出時に併せて提出

2 前項の表の第3号の左欄に掲げる場合における同号の中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した届出書を知事に提出して行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する書類2通が提出されたものとみなす。

（事業報告書等の閲覧又は謄写の場所）

第13条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請）

第14条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第3項の書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (2) 残余財産の処分方法

（解散の届出等）

第15条 法第31条第4項の規定による届出をしようとする清算人は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 解散の理由
- (2) 残余財産の処分方法

2 法第31条の8の規定による届出をしようとする清算人は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 清算人が就任した年月日

（残余財産の譲渡の認証申請）

第16条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡すべき残余財産
- (2) 残余財産の譲渡を受ける者

（清算終了の届出）

第17条 法第32条の3の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(合併の認証申請)

第18条 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第4項に規定する書類及び法第10条第1項各号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

2 第2条第2項から第6項まで及び第3条(第2項後段を除く。)の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第19条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第20条 第4条の規定は、法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出について準用する。

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

(認定の申請)

第21条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項各号に掲げる書類(法第45条第1項第1号に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。)を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その設立の年月日
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

(権限移譲市町村に対する書類の要求等)

第22条 知事は、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)別表第1の4の3の項の右欄に掲げる市町村(以下この条及び次条において「権限移譲市町村」という。)の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(当該権限移譲市町村以外の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人を除く。次条において同じ。)から前条の申請書が提出されたときは、当該特定非営利活動法人に係る権限移譲市町村の長に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 当該特定非営利活動法人の法第44条第3項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等及び法第28条第2項に規定する書類で、当該権限移譲市町村の長に提出されたものの写し
- (2) 当該特定非営利活動法人に係る当該権限移譲市町村の長の証明書(当該特定非営利活動法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又は当該理由がある旨を証明する書面をいう。)

2 権限移譲市町村の長は、前項の規定による求めがあったときは、同項各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

第23条 権限移譲市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人が法第44条第1項の認定を受けたときは、当該認定特定非営利活動法人に係る権限移譲市町村の長は、当該認定特定非営利活動法人の当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から4月以内に、法第29条の規定により当該権限移譲市町村の長に提出された当該各事業年度の事業報告書等の写しを知事に提出するものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第24条 法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、同

条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その認定の有効期間
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

(非所轄法人の定款の変更等)

第25条 第6条、第8条、第9条及び第11条の規定は、法第52条第1項の規定により読み替えて適用される法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定による届出又は書類の提出をしようとする非所轄法人(道の区域内及び他の都府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち主たる事務所を他の都府県の区域内に設置するものをいう。以下同じ。)についても適用する。

2 法第52条第2項の規定により定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出をしようとする非所轄法人は、当該議事録の謄本及び当該定款を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第26条 法第53条第1項の規定による届出をしようとする認定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更年月日
- (2) 代表者の氏名及び住所又は居所

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等)

第27条 認定特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項各号に掲げる書類を作成し、同項第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、同項第2号から第4号までに掲げる書類(第30条第1項の表において「役員報酬規程等」という。)についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第28条 法第55条第1項の規定による同項に規定する書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人(非所轄法人を含む。)は、毎事業年度初めの3月以内に、同項に規定する書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第29条 法第55条第2項の規定による同項に規定する書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人(非所轄法人を含む。)は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、同項に規定する書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(閲覧又は謄写の用に供する書類の提出)

第30条 法第56条の規定による閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ2通提出しなければならない。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 法第44条第1項の認定を受けた場合	法第44条第2項2号及び第3号に掲げる書類	法第44条第1項の認定を受けた後、遅滞なく提出
2 毎事業年度初めの3月以内に、役員報酬規程等	当該作成に係る法第55条第1項に規定する書類	第28条の規定による提出書の提出時に併せて提出

を作成した場合		
3 助成金の支給を行った場合	当該助成の実績を記載した書類	第29条の規定による提出書の提出時に併せて提出

2 前項の表の第1号の左欄に掲げる場合における同号の中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した提出書を知事に提出して行うものとする。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定による書類の提出について準用する。

(閲覧又は謄写の場所に関する規定の準用)

第31条 第13条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(特例認定の申請)

第32条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項において準用する第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その設立の年月日
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第33条 第22条から第31条まで(第24条を除く。)の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請への準用)

第34条 第21条及び第22条の規定は法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人について、第32条及び第33条(第22条を準用する場合に限る。)の規定は法第63条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人について、それぞれ準用する。

第4章 雑則

(情報通信技術を利用する方法による手続等)

第35条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。

(情報通信の技術を利用する方法による書面の保存等)

第36条 法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存、読替え後の電子文書法第4条第1項の条例で定める作成及び読替え後の電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、それぞれ法第75条に規定する備置き、作成及び閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録による保存、作成又は縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(規則への委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成10年12月1日から施行する。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成15年3月14日条例第4号)

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の特定

非営利活動促進法施行条例第7条第2項及び第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則（平成16年3月31日条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第18号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成18年4月規則第81号で、同18年5月1日から施行）

附 則（平成20年10月14日条例第91号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第25号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年7月9日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。